

議案第156号

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 9 月 10 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例

川崎市建築基準条例（昭和35年川崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第30条第4項を次のように改める。

- 4 建築物の一部が前項に該当する場合には、その部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない。

第30条に次の1項を加える。

- 5 建築物の一部が第1項又は第2項に該当する場合には、令第112条第12項の規定を準用する。

第57条第4号中「第112条第14項」を「第112条第13項」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

建築基準法施行令の一部改正により、小規模な特殊建築物に係る異種用途区画に関する規定が廃止されたことに伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。